



ROTARY CLUB TOKOROZAWA

年度事業計画書



イマジン
ロータリー

2022年7月～2023年6月

所沢ロータリークラブ

(RI第2570地区第3グループ)

ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある。

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとする；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること；

四つのテスト

THE 4-WAY TEST

言行はこれを照らしてから (of things we think, say or do)

- 1) 真実かどうか (Is it the TRUTH ?)
- 2) みんなに公平か (Is it FAIR to all concerned ?)
- 3) 好意と友情を深めるか (Will it build GOODWILL and BETTER FRIENDSHIPS ?)
- 4) みんなのためになるかどうか (Will it be BENEFICIAL to all concerned ?)

Herbert Taylor

【2022—2023 年度 国際ロータリー会長】

「イマジンロータリー」 過去は想像できません。未来を想像しましょう。



ジェニファー E. ジョーンズ

2021-22年度会長エレクト
Windsor-Roselandロータリークラブ
カナダ、オンタリオ州

ウィンザーにあるMedia Street Productions Inc.の創業者兼社長。ウィンザー大学の理事長、ウィンザー・エセックス地域商工会議所の会頭を務めたほか、その奉仕活動が称えられ、YMCA Peace Medallion、Queen's Diamond Jubilee Medalを受勲し、カナダ人初のウェイン州立大学Pecemaker of the Year Awardを受賞しました。また、法学の博士号（LL.D.）を有しています。

女性初の会長に選出されるにあたり、ジョーンズ氏はロータリーの「多様性、公平さ、インクルージョン（DEI）に関する声明」の重要性を理解しています。「多様性、公平さ、インクルージョンを最優先し、女性会員や40歳未満の会員を増やすには、まずリーダー陣がこれを実践し、そのメンバー構成に反映させていく必要があります」とジョーンズ氏。「どちらの目標でも2桁の成長を目指し、決してロータリーファミリー全体を見失わないようにします」

ジョーンズ氏は1997年にロータリーに入会し、RI副会長、理事、研修リーダー、委員会委員長、モデレーター、地区ガバナーを歴任しました。また、ロータリー強化諮問グループ委員長を務め、ロータリーのブランド活性化の取り組みでリーダー的役割を担いました。現在は、ポリオ根絶活動のために1億5000万ドルのファンドレイジングを目標し、「End Polio Now：歴史をつくるカウントダウンキャンペーン委員会」の共同委員長を務めています。2020年には、新型コロナウイルス対応のためのファンドレイジングを目的とした「#ロータリーによる対応」（#Rotary Respondes）のテレソン（Telethon）を先導。このイベントは65,000人以上が視聴しました。

「私たちには皆、夢があります。
しかし、そのために行動するか
どうかを決めるのは私たちです。
ロータリーのような団体が
ポリオの根絶や平和の実現といった
大きな夢を抱くなら、それを実現させる
責任は自分たちにあります」

国際ロータリー 会長エレクト
ジェニファー・ジョーンズ
(2022年国際協議会での講演)





2022-23 年度テーマ講演

ジェニファー・ジョーンズ

RI 会長エレクト

2022 年 1 月 20 日

8 月 14 日、私はニックとともに、国際ロータリー世界本部と今後 2 年間の私たちの新居があるイリノイ州エバンストンに向かいました。

告白しますが、やっと会長エレクト室に座れることが嬉しくて仕方がありませんでした。長年、私が尊敬のまなざしを向けてきたこの空間で仕事ができるのですから。自宅のダイニングテーブル以外の場所で仕事ができるのも嬉しいことでした。

最初の週、あるロータリアンから朝に個人的なメッセージが届きました。そこにはこう書かれていました。「私のことを覚えておられるでしょうか。ハンブルグでお会いした者です。私のクラブでお話しいただきました」

無理を承知でお願いしたいことがある、とその方は続けました。そのクラブと関係のある奨学生で平和活動家である若い女性が、アフガニスタンのカブールにおり、今、危険にさらされている。自分にできることはないか。国外避難できるよう飛行機に乗せてあげることはいかないか。スマートフォンは没収され、彼女はプライベートなネットワークを使って電話の発信源がわからないようにしている、ということです。

何千もの人がカブール空港を飛び立つ飛行機に必死に押し寄せる姿は、記憶に新しいと思います。

快適な新しいオフィスの大きなデスクに向かって座っていた私は、急に自分がちっぽけに感じました。自分は何者なのか？ 一体自分に何ができるだろうか？

数年前、次期国際ロータリー理事であるパット・メリーウェザーさんから、一人の平和フェローを紹介されました。そのフェローは、このような状況下で影響力を発揮できそうな立場にいました。今度は私が、無理を承知でお願いする番です。

その人に連絡してみたところ、私たちの誰もがよく知る「ロータリーの不思議な力」(Rotary magic) が働きました。

この話のヒーローは、このロータリー平和フェローです。実際に何がどうなったのかわかりませんが、24 時間も経たないうちに、この若い女性は避難者リストに加えられました。その二日後、彼女は無事にヨーロッパに向かっているということを知りました。

飛行機が飛び立ったときの彼女の気持ちを想像してみてください。

これこそ、ロータリーの力です。強力な人脈ができることで、世界がつながり、それぞれの人のストーリーが結びつきます。互いの違いはなくなり、インパクトをもたらすうえでの唯一の限界は、想像力の欠如です。

2014 年 11 月 9 日のことです。ニックと私は、ベルリンのホテルの屋上で、100 万人がいる街を見下ろしていました。その日は、ベルリンの壁崩壊、つまり冷戦の終結から 25 周年を街中が祝っていました。

その日の日中、ホルガー（クナーク）元会長が主催した行事で、私はタチアナ・ジュリーという女性と出会いました。その 25 年前、彼女は東ベルリンの若きラジオレポーターでした。

彼女はこう話しました。「何が起きているのかわかりませんでした。局長はノイローゼ状態で、私はどうしていいのかわかりませんでした」

そこで彼女は、テープレコーダーを手に外へ出ました。なぜなら、彼女いわく、「歴史をつかみたければ、実際につかまなければならない」からです。

そこで彼女が見たのは、東側と西側を行きかう何千もの人たちでした。人びとは壁を崩そうとしていました。ニュースルームに戻った彼女は、記事を書きあげました。

タチアナさんからこの話を聞きながら、つながりが再びその不思議な力を発揮しました。

それと同じ日、新米レポーターだった私は、カナダのウィンザーにあるニュースルームに一人でいました。そのとき、世界で何か重大なことが起きたことを知らせるアラームが鳴り響きました。古いニュースワイヤーの機械のところに走っていき、ベルリンの壁崩壊のニュースを読みました。冷戦が終わろうとしていたのです。

タチアナさんと同じように、私もどうしてよいかわかりませんでした。しかし、それが歴史的な出来事であることはわかりました。「歴史をつかみたければ、実際につかまなければならない」。私はニュースブースに行き、その素晴らしいニュースを伝えました。

想像してください、4000 マイル以上離れた私たち二人が、世界を変えるほどの経験を共有していたのです。

その 25 年後に出会ったタチアナさんと私は、ともに涙を流しました。あの時に私が読んだニュースがタチアナさんのものだったかわかりませんが、そうであったと信じます。

このような共通の経験をもって初めて、理解を通じて世界平和をつくり出すことができます。その世界は、私たちが公平さ、人権、地域社会のリソースの公平な配分に力を尽くしてこそ実現できるのです。私たちがよく知る言葉でいえば、「みんなに公平か」です。

ロータリーに多様性、公平さ、インクルージョンを取り入れる努力において、インクルージョンのカギとなるのは、障壁を取り除くことです。そしてインクルージョンこそが、会員増強のカギとなります。

これは新しい取り組みのように聞こえるかもしれませんが、新しい考え方ではありません。1933 年の第 24 回国際大会での、ロータリー創設者ポール・ハリスの肉声をお聞きください：

ロータリーは、あらゆる職業や地位、あらゆる国、あらゆる形式の宗教の人たちに開かれています。（中略）ロータリーの才知と栄光は、まさにここにあります。（中略）ロータリアンは多くの点で異なる者同士ですが、二つの点で完璧に調和しています」

私たちはみな、完璧に調和しています

数年前、私はアメリカのテレビ番組でインタビューを受けました。収録の直前、司会者が驚くようなことを言いました：30 年来のロータリアンであった彼は、最近になってやっと「ロータリーが理解できた」と言うのです。

彼は、地元地域で子どもたちにコートをお届けるプロジェクトに参加しました。その時に初めて、すべてが腑に落ちました。奉仕の力を目のあたりにした彼は、本当の意味で参加するようになり、クラブ会長も務めました。

想像してください。彼は、「ロータリーを理解する」までに 1,500 回以上の例会に出席したのです。このことから何を学ぶことができるでしょうか。

会員の参加を促さなければならない、ということです。

私が住むウィンザー市は、カナダの自動車産業の中心地です。私は、自動車修理工場についてもよく知っていますし、市場の競争が激しい環境で育ちました。そこでは、うまく行っていないことがあれば、設備を新しくしました。新しい部品やモデル改良の準備のために、数カ月間、工場を操業停止することもありました。

ここ数十年は、競争的な市場のために工場が閉鎖されるなど、厳しい時でした。数万人が職を失いました。

このような状況になったら何ができるでしょうか。適応することです。時間がかかりましたが、私たちの地域は今、農業関連産業と、医療や宇宙航空技術の分野で世界的にリードしています。

私たちも適応し、改革しなければなりません。各会員の参加を促すための適切な”部品”を見つけることを、私たちの中心的な役割とすべきです。詰まるところ、大切なのは会員にとっての心地よさと配慮です。

数年前、友人のブロンウィン・スティーブンスさんが、メルボルンにある学校に私を連れて行ってくれました。私はそこで、ピーターという若いインターアクターに出会いました。彼はこう言いました。「責任ある子どもが必要なら、責任を与えるべきです」

ピーター君は重要な点を見抜いていました。ロータリーへの入会者を見つけることは、問題なくできています。苦労しているのは、会員の維持です。世界の全地域で、回転ドア式（つまり、入っては出るの繰り返し）になっています。

会員がロータリーでどんな経験を求めているかを聞き、果たしがいのある責任を会員に与える必要があります。

ロータリーでの参加型の奉仕、人間的成長、リーダーシップ開発、生涯にわたる友情こそが、目的意識と熱意を生み出します。これが私たちの責任です。会員に奉仕できなけ

れば、地域社会への奉仕もできません。会員にとって心地よい場所とし、会員への気配りがなければ、ロータリーの力を本当の意味で理解してもらうことはできないでしょう。

私が言う「会員」とは、ロータリーとローターアクトを意味しています。私たちはみな、ロータリー会員です。

私たちは、この素晴らしい組織のリーダーとしての役割を委ねられました。私たちは今、果敢に、目的意識をもって行動し、リーダーシップを発揮できるかどうかが問われています。

7月1日から、一人のローターアクターをロータリー公共イメージコーディネーターに任命したことを皆さまにお知らせします。また、いくつかの委員会にローターアクターを正式に含め、次年度には数名のローターアクターを会長代理にも任命する予定です。

シェカール（メータ）会長は昨年、「女兒のエンパワメント」のイニシアチブを立ち上げ、それが世界中で受け入れられてきました。エンパワメントされた女兒はエンパワメントされる女性になる、ということを経験して、私たちはこの果敢な取り組みを続けていきます。

ロータリーでの女性の割合を30%にするという、理事会が定めた目標の達成期日まで、あと1年半を切りました。ここまで進展が見られ、110カ国以上で既にこの目標が達成されています。とはいえ、まだまだ先は長いのです。30%は50%への足がかりにすぎません。ご存知の通り、ローターアクトはこれを既に達成しています。

異なるユニークな新クラブ、特に新しいクラブモデルを受け入れることは、ロータリーの成長に不可欠です。私は、皆さまのお力添えを必要としています。ガバナー年度には、皆さま一人ひとりに、革新的クラブまたは活動分野に基づくクラブを少なくとも二つ設立するために助力していただきたいのです。

そして、おそらく最も大切なのは、心地よさと配慮の哲学を、これらの新クラブに、また既存のクラブにも浸透させることです。クラブとロータリーでの体験に満足してもらえるように、会員が積極的に参加できるようにしましょう。

ロータリーの改革に内側から取り組む一方で、ロータリーの存在感を増すことにも特別な重点を置き、ロータリーがもたらしたインパクトを称えるために私が世界各地を訪問します。

ソートリーダー（思想的リーダー）や世界のリーダーとの対話を積極的に行い、世界の最も差し迫った課題に取り組む方法について話し合います。

ロータリーは、こうした機会をつくり、つながりを生かして協力関係を深め、新たなパートナーシップを構築していく必要があります。ロータリーでは、それをあらゆるレベルで行うことができます。

私たちは、ロータリーの奉仕と価値観が自分たちにもたらす影響を感じています。今こそ、この感覚を人びとと共有する時です。

韓国でのロータリー会合に出席した時のことです。韓国語はわかりませんでしたが、そこにいた全員が一斉に同じ言葉を唱え始めました。それは素晴らしい瞬間でした。その歯切れのよいリズムから、私はそれが「四つのテスト」だとすぐにわかりました。

自分が慣れ親しんでいることに触れたその瞬間、私はある種の心地よさを感じました。私たちの中核的価値観、伝統、遺産は、私たちが信じ、大切にしている力強いものです。また、今まで以上の存在になるために何ができるかを想像しながら、さらに築き上げていくものでもあります。

50 年前、次のような美しい歌詞を含む曲がレコーディングされました：

君は僕を夢想家だというかもしれない
でも僕一人ではないさ

この歌詞は、行動への呼びかけだと私はとらえます。私たちには皆、夢があります。しかし、そのために行動するかどうかを決めるのは私たちです。ロータリーのような団体がポリオの根絶や平和の実現といった大きな夢を抱くなら、それを実現させる責任は自分たちにあります。

想像してください、私たちがベストを尽くせる世界を。私たちは毎朝目覚めるとき、その世界に変化をもたらせると知っています。昨日のことをイマジン（想像）する人はいません。それは未来を描くことです。

ポリオのない世界を想像してください。

みんなが安全な水を使える世界を想像してください。

疾病のない世界、すべての子どもが読むことのできる世界を想像してください。

やさしさ、希望、愛、平和を想像してください。

だからこそ、「イマジン ロータリー」がテーマとなります。

Imagina Rotary.

Imaginons le Rotary.

Immagina il Rotary.

イマジン・ロータリー

상상하라로타리

Imagine O Rotary.

想像扶輪

これがすべての言語で重要な意味をもつことを願っています。

ブロードウェイミュージカルの『レント』（Rent）という作品の歌に、素敵の一節があります：

52 万 5600 分

人生の中で1年をどうやって測ればよいだろう

この作品を知っている方もいるかもしれません。または、この作品にインスピレーションを与えたプッチーニの『ラ・ボエーム』を知っている方もいるでしょう。

現ガバナーのミシェル・ボリアーさんは最近、私たち一人ひとりが同じ時間を与えられていることについて考えるよう呼びかけました。大切なのは、その時間をどう生きることを選択するか、ということです。

7月1日に、時計が動きだします。皆さんは、この時間をどう使いますか。



国際ロータリー第 2570 地区
ガバナー 村田 貴紀 (2570 パスポート RC)

2022-2023 年度

地区スローガン「地域と世界でつながる力を磨き奉仕を実践しよう！」

地区目標 国際ロータリーの年次目標を達成する。

国際ロータリーの年次目標達成に向けて地区スローガンを「地域と世界でつながる力を磨き奉仕を実践しよう」といたしました。

国際ロータリーテーマ「イマジンロータリー」。一人一人が、いかに明るい未来を想像し奉仕をすることかと思えます。想像をしてください。クラブの 5 年後、10 年後もしくは 15 年後…、クラブ会員は増えていますか？時代に即した魅力あるクラブになっているでしょうか？そのために、クラブは戦略計画を、そして未来計画を立ててください。地域内にある他団体ともつながり、奉仕を実践してください。人道的支援活動を実践するためにロータリー財団の地区補助金を是非活用し、地域社会さらには世界とのつながりを持ち、ロータリーの目的でもある「知り合いを広めることにより奉仕の機会とすること」を実践しましょう。共に RI 年次目標達成のために、力を合わせましょう。

2022-2023 年度 地区強調事項

1. 「適応と改革を推進」

革新的なクラブまたは活動分野に基づくクラブ新設や変化をしましょう。

2. 「デジタル化の促進」

ロータリー活動が止まることのないようハイブリッドを導入しましょう。

3. 「国際ロータリーで推進しロータリー財団で達成を目指す」

地区補助金・グローバル補助金を活用し地域や世界とつながりましょう。

4. 「DEI (多様性・公平さ・インクルージョン) を推進」

さまざまな障壁を取り除きましょう。(インクルージョンは会員増強のカギ)

5. 「行動規範の徹底」

ハラスメントをなくしましょう。影口・悪口・誹謗中傷はなくしましょう。

ク ラ ブ 沿 革

(1) クラブ略歴

創 立	昭和37年 1 月19日
承 認	昭和37年 2 月 5 日
認 証 状 伝 達 式	昭和37年 5 月25日
特 別 代 表	水村 三郎氏 (川越RC)
スポンサークラブ	川越ロータリークラブ
創 立 会 員	30名
初 代 会 長	倉片 勝次
創立10周年式典	昭和47年 4 月14日
創立20周年式典	昭和57年 4 月20日
創立25周年式典	昭和62年 5 月12日
創立30周年式典	平成 4 年 1 月19日
創立35周年式典	平成 9 年 1 月21日
創立40周年式典	平成14年 1 月19日
創立45周年式典	平成19年 1 月16日
創立50周年式典	平成24年 1 月19日
創立55周年式典	平成29年 1 月19日

(2) 事務所及び例会場

◎埼玉県所沢市けやき台 2 丁目17ー 8 サンライズけやき台102
TEL 04 (2922) 5920
FAX 04 (2925) 8908
e-mail tokororc@maple.ocn.ne.jp
事務局員 田中 純子

◎『ベルヴィ ザ・グラン』所沢市星の宮1-3-5
TEL 04 (2923) 4122
FAX 04 (2928) 8173

(3) 例会日時

◎毎週火曜日 12 : 30 ~ 1 : 30

(4)

- 年次総会 : 毎年12月第1例会日に開催し、次年度の役員及び理事の選挙を行う。
- 理事会 : 定例理事会を基本毎月第1例会日、午前11:00頃に行う事とし、決定事項については例会時に会員に報告しさらにホームページに掲載する。
- 会員協議会 : 随時必要に応じて開催、決定事項は例会報告する。
- クラブ協議会 : 年間5回以上随時開催し、協議事項を例会にて報告する。
- 各委員会 : 随時必要に応じて開催、決定事項は例会にて報告。

(5) 会費

会費は 1年 240,000円とする。

協賛金は 80,000円とする。

所沢ロータリークラブ

会長 三上 誠 幹事 浅海 剛次

	TEL	Fax
所沢RC事務局	04-2922-5920	04-2925-8908
会長事業所 (MIKAMI)	04-2949-9450	04-2949-3922
幹事事業所 (浅海測量設計事務所)	04-2922-7474	04-2922-7473

会 長 所 信

2022年～2023年度

会長 三 上 誠

昭和 37 年設立 61 年目を迎え伝統ある 2022-23 年度所沢ロータリークラブの会長を務めさせていただくことになりました。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

幹事は浅海剛次さん、副会長には阿部武志さん、SAA は本橋敬明さん他、役員・理事・各委員長に快くご就任いただき深く感謝申し上げます。会員の皆様にもご協力を賜り 1 年間一生懸命取り組みたいと考えております。

2019 年 12 月から世界へ伝播し 2020 年 4 月には緊急事態宣言が日本では発令され、いまだに終息が見えず活動がこの 2 期にわたり制限をされてまいりましたが本年度はそろりそろりと手探りをしながらロータリー活動を実施できればと考えております。

本年度のジェニファー・ジョーンズ RI 会長の所信は注目を浴びております。本年度 RI シンボルは「IMAGINE」であります。皆さん何をイメージしますか？RI 会長は「私たちには皆夢があります。しかしそのために行動するかどうかを決めるのは私たちです。」と言っております。また一人一人が前を向いて想像し強き者が弱きものを助けてくださいと伝えております。更にロシアのウクライナ侵攻やコロナによる活動制限、子供の貧困にも目を向けてくださいと訴えております。超混沌とした世の中で自分さえよければよいという考えは「分断」を生むと私は考えます。

機会は平等にあり「皆に公平」をと 4 つのテストで唱っておりますので、このようなことを考えながら本年度の行動表明をしたいと考えます。

1. 奉仕活動

ロータリー、ロータリアンとして価値ある奉仕を実施してまいります。

2. 親睦活動

2022 年はまだコロナが終息に至らないと考え 2023 年に活動を集中し皆さんがリアル参加できる形で実施をしてまいります。

3. 会員増強・維持強化

倉片年度で新入会員が大幅増となり 60 人を超える会員数になり得ました。これを維持するためにも親睦と情報交換など会員にとって入会して良かったと言えるクラブを実施してまいります。

4. IT活用

昨年度より始まりましたデジタル化からは避けて通ることは出来ないのでもう少しずつ連絡、オンライン例会、HP、事務作業などを会員の中で運営活用できるようにし、アナログとデジタルの融合を行い作業効率を上げてまいりたいと考えます。

なおデジタル難民を作らないようサポートしてまいります。

幹 事 所 信

2022年～2023年度

幹 事 浅 海 剛 次

今年度、幹事という重責を担うこととなり、身が引き締まる思いと共に期待と不安が入り混じっております。

幹事の任務として、会長の補佐及び方針を各委員会活動に正確に反映させること、各委員会活動の把握と運営協力、クラブ内外の情報伝達等多岐に渡ると思います。

コロナの終息が未だ見えない状況ではありますが、徐々に通常の生活に戻りつつもあり、今年度は親睦活動も活発に行われると予測されます。

多忙な1年間になると思われませんが、全力で頑張りますので会員の皆様のご支援、ご協力をどうぞ宜しくお願い致します。

会 計 所 信

2022年～2023年度

会 計 中 保 憲

クラブ細則に会計の任務として「すべての資金を監督し、年次財務報告を行う」とあります。

会員の皆様のご理解、ご協力を得て、適切な資金の管理、健全な財務の運営を心掛けていきたいと思っております。

クラブ管理運営委員会

委員長	橋 本	幹 男
代 行	木 村	良 孝

基本方針

クラブ管理運営委員会は会員相互の交流・親睦、情報交換の場を整え、円滑なクラブ運営を行うことが主目的となります。

会長・幹事・各小委員会・事務局との緊密な連携を重視し、調整役として健全で活気あるクラブ運営を目指します。

プログラム委員会

委員長	村 山	宣 章
副委員長	平 岩	敏 和

基本方針

会員の皆様にとって有益かつ楽しめる卓話を実施し、リモート例会にも対応して進んで参加したくなるよう努めます。

活動方針

1. ロータリーの知識を深める卓話を実施
2. 会員に役立つ情報の提供
3. ランダムなテーマで各界にて活躍されている方の講演
4. 時節的な話題に富んだ卓話の実施
5. ロータリー情報委員会と連携し、新入会員によるイニシエーションスピーチの実施

S A A

委員長	本	橋	敬	明
副委員長	鎌	田	忠	洋

基本方針

SAA として例会やその他の会合で、会が秩序正しく楽しい雰囲気運営されるよう進行役として務めてまいります。私語の防止、座席の整理や食事、配布資料等のチェックの他、副 SAA とも協力して来客者や会員を笑顔で迎え入れていく所存でございます。

活動方針

- (1) 時間厳守に努めます。
- (2) 会場の入口でお客様及び会員を笑顔で歓迎します。
- (3) 出合いを考えた座席案内をいたします。
- (4) 無駄のないような食事を提供します。
- (5) 和やかな雰囲気の中にも規則正しく会員相互にとって有意義な場になるよう努力します。

親睦活動委員会

委員長	井	関	克	行
副委員長	加	藤	和	伸

基本方針

一年間の親睦行事を通して、会員相互の交流・親睦を深めていただくとともに、ご家族の方々にも楽しんでもらえるような活動を進めて参ります。

活動方針

- (1) 記念祝福
 - ・ 会員誕生記念、ご夫人（ご主人）誕生記念、結婚記念
- (2) 親睦行事
 - ・ 納涼大会・・・・・・・・・・ 8 月
 - ・ クリスマス会・・・・・・・・・・ 12 月
 - ・ 親睦ゴルフ大会・・10 月・3 月
 - ・ 花見例会・・・・・・・・・・ 3 月
 - ・ 会員親睦旅行・・・・・・・・・・ 4 月

クラブ会報委員会

委員長	栗田峰至
副委員長	木村良孝

基本方針

ロータリーの例会と活動を記録しホームページを通して活動を報告します。

活動方針

- (1) 正確かつ迅速に活動を報告する
- (2) 例会と活動の内容を、写真を交え分かりやすく記録する

出席向上委員会

委員長	市川雅巳
副委員長	柳原千衣子

基本方針

ロータリーの基本である出席率を高めることを目指し、様々な活動を行います。
会員の皆様のご協力をお願い致します。

活動方針

- (1) 例会での出席率を発表（発表の工夫）
- (2) ZOOM 等での参加の促進
- (3) メーキャップの推奨
- (4) 出席の少ない会員のフォロー
- (5) 目標出席率達成者の表彰

広報雑誌委員会

委員長	有 坂 和 亮
副委員長	鎌 田 忠 洋

基本方針

例会がより多く開催される事を願い、読み合わせの機会を通してロータリーの理念の浸透の推進の一翼を担います。

活動方針

- (1) 当クラブの活動内容を各メディアに広報活動する。
- (2) 例会にて毎月「ロータリーの友」の内容を紹介する。

エンジョイヘルス委員会

委員長	新 藤 隆 一
副委員長	岩 下 悦 郎

基本方針

常日頃から自身の健康を念頭に置かなければならない会員の皆様にとって、当委員会はみんなで健康に関する情報を共有し、健康に関して考える時間を提供出来るよう努力してまいります。

活動方針

- (1) 例会の時間を利用しての簡単な運動の実施（不定期）
- (2) 卓話にて健康に関する情報の提供

スマイルボックス委員会

委員長 篠 宮 克 彦
副委員長 中 村 有 佑

目 標 600,000 円

基 本 方 針

会員皆様からの暖かいスマイルが、奉仕の精神に基づいて大きな輪になるようにご協力をお願い致します。

活 動 方 針

- (1) ニコニコしやすい雰囲気と環境を作ります。
- (2) 例会にてスマイル報告を行います。

1	何でもよろこばしいこと、失策して頭をかくようなとき		500円以上
2	御夫人・御主人誕生祝い		5,000円
3	会員の還暦、古希、米寿、銀婚式の慶事		5,000円～10,000円
4	会員の叙勲等の場合		10,000円
5	お子様・お孫様の入園、入学、進級、進学等		2,000円
6	ご家族の慶事、高校・大学卒業、学位受領等		3,000円～10,000円
7	自宅・会社・店舗の新築、改築		5,000円
8	新車等の購入		5,000円
9	会社の慶事、創立、開業、増築、受賞		5,000円
10	例会無断欠席でメーキャップした場合		1,000円
11	例会無断欠席でメーキャップしない場合		2,000円
12	例会届出欠席でメーキャップしない場合		1,000円
13	理事会及び会合欠席「不参加」の場合		2,000円
14	3ヶ月ホームクラブ80%以下の場合		5,000円
15	各競技で受賞した場合	1位	3,000円
		2位	2,000円
		3位	1,000円
16	従業員表彰		2,000円

(注) 2 御夫人・御主人誕生祝福は事業参加費より引き落としさせていただきます。

職業分類 会員選考 会員増強・退会防止
I T 推進 ロータリー情報 戦略計画 各委員会

会長エレクト 五十嵐 俊昭

三上年度に於いては公共イメージ委員会に代わって、I T 推進委員会が創設されました。各小委員長と密に会話をしながら会員増強を主にして、当クラブのイメージアップに繋げていけるよう遂行してまいります。

職業分類委員会

委員長 大野木 喜 行
副委員長 當 眞 正 純

基本方針

ロータリークラブの基本は、従来守られてきた一人一業種による職業分類の制度でした。しかし、この制度が改正され同一職業の分類をクラブの会員数により 50 人以下のクラブは、5 名、それ以上のクラブは、10%以内の職業の会員が認められるようになりました。よって、職業分類については、あまり重要視する必要はないと思えます。

活動方針

現在の分類表は、経済産業省で定められた職業分類により作成されたものであり、今後の社会環境の変化により新たな職業分類が必要な場合、検討します。

会員選考委員会

委員長 池 田 安 弘
副委員長 大 舘 則 夫

基本方針

クラブの維持発展には会員数の維持・増強が必要です。
会員皆様からの入会候補者の推薦を頂き、一人でも多くの新入会員を得られるように適正に選考していきたいと思います。

会員増強・退会防止委員会

委員長	日 向 貴 一
副委員長	木 村 良 孝

基本方針

クラブの継続・発展と充実した活動を考える上で、会員の増強は不可欠であります。また、クラブ運営や活動の方針によって出席率の低下や退会へ繋がってしまうことのないクラブであり続けていくことも同時に大切であると考えます。今後も、「入会したい」「入るなら所沢」「所沢しかない」と思って頂けるクラブであり続けるためにも、伝統と歴史を踏まえながら会員の資質向上と充実した活動が継続され、併せて会員相互の更なる親睦を図りながら協調性のある増強に励んでまいりたいと思います。

これにより会員の老・壮・青のバランスの良さを保ちながら、魅力あるクラブづくりへと繋がれば幸いです。

多くの会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

活動方針

会員増強並びに退会防止のための情報交換会の開催

I T 推進委員会

委員長	橋 本 幹 男
副委員長	本 橋 敬 明

基本方針

ZOOM等によるリモート例会・理事会のインターネットを利用した活動が急増し、その対応が必須となっています。会員の皆様には出来るだけ分かりやすい情報提供を心掛け、I Tへの対応を推進します。

活動方針

- (1) ホームページでの情報発信及び活用の推進
- (2) M y R O T A R Y への登録及び活用の推進
- (3) その他 I T ツール活用の推進

ロータリー情報委員会

委員長	見澤	英一
副委員長	中井	眞一郎

基本方針

ロータリーに関する基礎や情報を提供することで、ロータリー活動の実践に役立てるとともに会員相互の情報共有を図る。特に新入会員の方に対しては、ロータリーを理解するための情報提供の機会を提供する。

活動方針

- (1) 新入会員入会式の実施
- (2) 新入会員にはイニシエーションスピーチを通し、自己紹介をする。
- (3) 新入会員・推薦者・入会3年未満の会員との意見交換を目的に情報提供する。
- (4) ZOOM 会議・炉辺会議等の開催

戦略計画委員会

委員長	内田	勉
副委員長	高橋	興基

基本方針

当クラブの今後の中長期にわたる将来計画を検討・立案します。

活動方針

- (1) 年3～4回の会議を開催
- (2) 長期目標に沿って中期目標を模索
- (3) 奉仕プロジェクトの継続・見直し・新規活動を検討
- (4) ロータリー理念の実践を促す

長期目標

- (1) みんなが参加したくなるクラブ
- (2) ロータリーの理念を学ぶ
- (3) 地域になくてはならないクラブ
- (4) 国際交流を大切にするクラブ

奉仕プロジェクト委員会

委員長 副会長 阿 部 武 志

基本方針

この度、三上年度の副会長としてクラブ奉仕プロジェクト委員会の委員長を務めさせていただくことになりました。

奉仕部門は、ロータリーの精神の要となる活動を担う部門であります。

委員会活動が盛り上がり、一年間のプログラムが円滑に進むよう会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

職 業 奉 仕 委 員 会

委員長 二 上 昌 弘
代 行 高 橋 興 基

基本方針

- (1) 職場における高い倫理基準を促進します。
- (2) 職業分類の原則を理解する。
- (3) ロータリーの公約を推進する。
- (4) 職業の価値を認識し、推進する。
- (5) 自分の職業におけるボランティア活動をする。

活動方針

- (1) 顧客、仕入業者や仕事の協力者に対して高い倫理基準の公約を実施
- (2) 入会3年未満の方々に職業分類の原則を説明し理解して頂くことを実施
- (3) 「四つのテスト」の掲示
- (4) 家族参加の企業見学を企画、実施
- (5) 職場を通じ、出来る範囲でボランティアを実施

社 会 奉 仕 委 員 会

委員長	木	村	良	孝
代 行	村	山	宣	章

基本方針

奉仕の理想を念頭に社会奉仕活動を行うことにより、ロータリークラブの認知度を高めるとともに地域社会の発展に貢献する。

活動方針

- (1) 老人ホームでのホタル鑑賞会の開催
- (2) ロータリークラブが推進する事業への賛同・参加促進
- (3) 市内 5 クラブと協調を図り、合同事業に参画する

国 際 奉 仕 委 員 会

委員長	日	高	勉
代 行	中	保	憲

基本方針

他国の人々を助け、目的の活動に協力し、国際理解、親善、平和を推進することに取り組んで参ります。

活動方針

- (1) 地区の活動方針にある人道的奉仕について協力する。
- (2) ロータリー財団と米山奨学会へ積極的に協力する。

青少年奉仕委員会

委員長	井 花	佳 彦
副委員長	細 野	達 男

基本方針

地区活動方針及び会長方針に従事し、次世代の青少年育成活動及び運営に努めます。

活動方針

- (1) 所沢市内 5 クラブ共同事業活動
- (2) 青少年交換プログラムへの協力
- (3) アクト（インターアクト・ローターアクト）の育成への協力
- (4) ライラ（RYLA・ロータリー青少年指導者育成プログラム）への協力
- (5) 所沢フレンドリーカップサッカー大会への協力
- (6) わんぱく相撲大会所沢場所への協力

総合事業計画書

2022(令和4)年7月～12月

月	日	例会回数	公式行事・月間	クラブ行事	備考	例会場
7	5	2864		クラブ協議会	理事会	ベルヴィザ・グラン
	12	2865		クラブ協議会		ベルヴィザ・グラン
	19	休 会		休 会	定款の規定により	
	26	2866		卓 話	理事会(8月分)	ベルヴィザ・グラン
8	2	2867	会員増強・新クラブ 結成推進月間	5クラブ合同例会 所沢市長卓話	夜間例会	ベルヴィザ・グラン
	9	休 会		休 会	定款の規定により	
	16	休 会		休 会	定款の規定により	
	23	2868		卓 話		ベルヴィザ・グラン
	30	2869		納涼大会	移動例会	西武所沢S.C. 屋上
9	6	2870	基本的教育と識字率向上月 間 /ロータリーの友月間	卓 話	理事会	ベルヴィザ・グラン
	13	2871		卓 話		ベルヴィザ・グラン
	20	休 会		休 会	定款の規定により	
	27	2872		地区大会 22日(木)	例会振替	帝国ホテル
10	4	2873	経済と地域社会の発展月間 /米山月間	ガバナー補佐訪問		ベルヴィザ・グラン
	11	休 会		休 会 第1回親睦ゴルフ大会 13日(木)	定款の規定により	
	18	2874		卓 話		ベルヴィザ・グラン
	25	2875		ガバナー公式訪問 市内5クラブ合同夜間例会	例会振替	ベルヴィザ・グラン
11	1	休 会	ロータリー財団月間	休 会	定款の規定により	
	8	2876		卓 話	理事会	ベルヴィザ・グラン
	15	2877		所沢RC60周年記念事業 (予定)	例会振替	未定
	22	休 会		休 会	定款の規定により	
	29	2878		卓 話		ベルヴィザ・グラン
12	6	2879	疾病予防と治療月間	年次総会	理事会	ベルヴィザ・グラン
	13	2880		卓 話		ベルヴィザ・グラン
	20	2881		クリスマス会	移動例会	未定
	27	休 会		休 会	定款の規定により	

総合事業計画書

2023(令和5)年1月～6月

月	日	例会回数	公式行事・月間	クラブ行事	備考	例会場
1	3	休 会	職業奉仕月間	休 会	定款の規定により	
	10	休 会		休 会	定款の規定により	
	17	2882	クラブ創立記念日 (1/19)	新年会	理事会	木曽路
	24	2883		クラブ協議会		ベルヴィ ザ・グラン
	31	2884		卓 話		ベルヴィ ザ・グラン
2	7	2885	平和と紛争予防 /紛争解決月間	卓 話	理事会	ベルヴィ ザ・グラン
	14	2886		卓 話		ベルヴィ ザ・グラン
	21	休 会	ロータリー創立記念日 (2/23)	休 会	定款の規定により	
	28	2887		卓 話		ベルヴィ ザ・グラン
3	7	2888	水と衛生月間	卓 話	理事会	ベルヴィ ザ・グラン
	14	2889		卓 話		商工会議所 会議室
	21	法定休日		休 会 第2回親睦ゴルフ大会 23日(木)		
	28	2890		花見例会	例会振替	倉片人形(予定)
4	4	2891	母子の健康月間	卓 話	理事会	ベルヴィ ザ・グラン
	11	2892		卓 話		ベルヴィ ザ・グラン
	18	2893		親睦旅行 14日(金),15(土) 兼 企業見学(予定)	例会振替	未定
	25	休 会		休 会		
5	2	法定休日	青少年奉仕月間	休 会	定款の規定により	
	9	2894		卓 話	理事会	ベルヴィ ザ・グラン
	16	2895		卓 話		ベルヴィ ザ・グラン
	23	2896		卓 話		ベルヴィ ザ・グラン
	30	休 会		休 会	定款の規定により	
6	6	2897	ロータリー親睦活動月間	クラブ協議会	理事会	ベルヴィ ザ・グラン
	13	2898		ホテル観賞会	移動例会	所沢文化幼稚園
	20	休 会		休 会	定款の規定により	
	27	2899		新旧引継ぎ会	夜間例会	掬水亭

役員理事・委員会編成表

(2022.7.1～2023.6.30)

(役員) 会 長 : 三 上 誠 直前会長 : 倉 片 順 司 会長エレクト : 五十嵐俊昭 副会長 : 阿 部 武 志
幹 事 : 浅 海 剛 次 会 計 : 中 保 憲 S A A : 本 橋 敬 明
(理事) 副 幹 事 : 道 口 泰 己 クラブ管理運営委員長 : 橋 本 幹 男 職業奉仕委員長 : 二 上 昌 弘
社会奉仕委員長 : 木 村 良 孝 国際奉仕委員長 : 日 高 勉 青少年奉仕委員長 : 井 花 佳 彦

クラブ管理運営委員会 委員長:橋本幹男 代行:木村良孝					
小委員会	小委員長	副委員長	委 員		
プログラム	村山宣章	平岩敏和	梅沢好文	日向貴一	二上昌弘
			日高 勉	井関克行	
クラブ会報	栗田峰至	木村良孝	加藤和伸	吉田 慶	
親睦活動	井関克行	加藤和伸	山根吉人	井口一世	吉田 慶
			木下広敬	清水源太	三浦峰高
			柳 麻貴	肥沼直明	瀬戸山達郎
			(うち副SAA) 鎌田忠洋		
			中村有佑	鈴木崇文	吉田 慶
			木下広敬	丸山茂幸	斉藤祐次
			清水源太		
			(ゴルフ担当)		
出席向上	市川雅巳	柳原千衣子	當真正純	細野達男	本橋敬明
スマイルボックス	篠宮克彦	中村有佑	大舘則夫	佐藤 薫	矢部瑛美子
広報雑誌	有坂和亮	鎌田忠洋	武藤力夫	石井正太郎	北田 功
エンジョイヘルス	新藤隆一	岩下悦郎	岩井英雄	井花佳彦	鈴木崇文

会長エレクト:五十嵐俊昭					
小委員会	小委員長	副委員長	委 員		
職業分類	大野木喜行	當真正純	増田武英		
会員選考	池田安弘	大舘則夫	新井重雄	見沢孝一	
会員増強・退会防止	日向貴一	木村良孝			
IT推進	橋本幹男	本橋敬明	日高 勉	吉田 慶	
ロータリー情報	見澤英一	中井眞一郎			
戦略計画	内田 勉	高橋興基	武藤力夫		

奉仕プロジェクト委員会 委員長:副会長 阿部武志					
職業奉仕委員会 委員長:二上昌弘 代行:高橋興基					
企業見学担当	斉藤祐次				
社会奉仕委員会 委員長:木村良孝 代行:村山宣章					
社会福祉担当	木下広敬				
国際奉仕委員会 委員長:日高 勉 代行:中 保憲					
財団・米山・世界社会奉仕担当	鳥居由美子				
青少年奉仕委員会 委員長:井花佳彦 代行:細野達男					
新世代・青少年担当	加藤和伸				

ソングリーダー : 市 川 雅 巳 井 花 佳 彦 柳 麻 貴 研修リーダー : 倉 片 順 司 会計監査 : 大 舘 則 夫

創立60周年事業特別委員会 委員長:内田 勉 副委員長:高橋興基 倉片順司 見澤英一 市川雅巳
--

地区役員・委員

諮問委員会 委員	中井眞一郎	ロータリー財団統轄委員会奨学 学友 ・平和フェロー委員会 委員長	鳥居由美子
----------	-------	-------------------------------------	-------

所沢ロータリークラブ定款

第1条 定義

- 1.理事会：本クラブの理事会
- 2.細則：本クラブの細則
- 3.理事：本クラブ理事会の理事
- 4.会員：名誉会員以外の本クラブ会員
- 5.RI：国際ロータリー
- 6.衛星クラブ：潜在的クラブ。その会員はいずれかのクラブの会員でもある（該当する場合）：
- 7.書面：文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
- 8.年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会は、所沢ロータリークラブ(国際ロータリー加盟会員)

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りである：本クラブの所在地域は、次の通りである：所沢市航空公園前交差点より県道所沢 — 大宮線以南及び県道所沢 — 入間線に沿って航空公園交差点より宮本町2丁目交差点以東、宮本町2丁目交差点より県道所沢 — 東京線に沿って南下し、星の宮2丁目所沢高校入り口交差点に至るまでの以東同交差点より市道沿いに南下し、樋の坪橋に至る線路東側、樋の坪橋より久米と荒幡の境界線に沿って南下し市の境界線に至るまでの東側とする。

本クラブの衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実質的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第 7 条 会合

第 1 節 — 例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
 - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
 - (2) 会員の葬儀の場合
 - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
 - (4) 地域社会での武力紛争がある場合理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1 年に 4 回まで例会を取りやめることができるが、3 回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。
- (e) 衛星クラブの例会(該当する場合)細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週 1 回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第 1 節(c)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第 1 節(d)の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。
- (f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に 2 回、例会を行わなければならない。

第 2 節 — 年次総会。

- (a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年 12 月 31 日までに開催されるものとする。
- (b) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12 月 31 日の前に年次総会を開催するものとする。

第 3 節 — 理事会の会合。

理事会のすべての会合後 30 日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第 8 条 会員身分

第 1 節 — 全般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第 2 節 — 種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の 2 種類とする。本条第 7 節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員として RI に報告される。

第 3 節 — 正会員。RI 定款第 4 条第 2 節(a)の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第 4 節 — 衛星クラブの会員。本クラブの衛星クラブの会員はいずれかのクラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとして RI から加盟が認められるまで続く。

第 5 節 — 二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第 6 節 — 名誉会員。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

- (a) 会費の納入を免除される
- (b) 投票権を持たない
- (c) クラブのいかなる役職にも就かないものとする。
- (d) 職業分類を持たないものとする。
- (e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第 7 節 — 例外。細則には、第 8 条第 2 節および第 4～6 節に従わない規定を含めることができる。

第 9 条 クラブの会員構成

第 1 節 — 一般規定。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第 2 節 — 多様なクラブ会員基盤。本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第 10 条 出席

第 1 節 — 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも 60 パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する

- (c) クラブのウェブサイト例会に掲載されてから 1 週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：
- (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも 60 パーセントに出席すること。
 - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
 - (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
 - (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
 - (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
 - (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
 - (7) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI 理事会または RI 会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI 委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第 2 節 — 遠方での勤務中の長期の欠席。会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第 3 節 — その他のロータリー活動による欠席。欠席のメイクアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

- (a) 第(1)(d)(7)節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (b) 役員または RI 委員会の委員、TRF 管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) RI に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (e) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、または TRF の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第 4 節 — RI 役員の欠席。会員が現役の RI 役員または現役の RI 役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第 5 節 — 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の 12 カ月を超えて延長することができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。

第 6 節 — 出席の記録。本条第 5 節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第 4 節または第 5 節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第 7 節 — 例外。細則は、第 10 条に従わない規定を含めることができる。

第 11 条 理事および役員および委員会

第 1 節 — 管理主体。本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第 2 節 — 権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第 3 節 — 理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第 13 条第 6 節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の 3 分の 2 の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも 5 日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第 4 節 — 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1 名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第 5 節 — 役員の選挙。

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の 7 月 1 日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。
- (b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前 18 カ月以上 2 年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の 7 月 1 日に、会長エレクトになる。会長は、7 月 1 日に就任し、1 年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長 1 年間延長される。
- (c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが 1 年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも 1 年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第 6 節 — 本クラブの衛星クラブの組織運営。

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。
- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および 4~6 名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長(chair)であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。

- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第 7 節 — 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第 12 条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第 13 条 会員身分の存続

第 1 節 — 期間。会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第 2 節 — 自動的終結。

会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。

- (a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員 身分を取り消すことができる。

第 3 節 — 終結 — 会費不払。

- (a) 手続。期日後 30 日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後 10 日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第 4 節 — 終結 — 欠席。

- (a) 出席率。会員は、
 - (1) メークアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも 50 パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも 12 時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および
 - (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも 30 パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない(RI 理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。
- (b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第 10 条第 4 節もしくは第 5 節に従う場合を除き、連続 4 回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

(c) 例外。細則は、第 13 条第 4 節に従わない規定を含めることができる。

第 5 節 — 終結 — その他の理由。

- (a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の 3 分の 2 以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第 8 条の第 1 節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。
- (b) 通知。理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも 10 日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第 6 節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後 7 日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後 14 日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第 17 条に規定されている。
- (b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから 21 日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも 5 日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

第 7 節 — 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第 8 節 — 退会。会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行うものとする。理事会がその申出を受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第 9 節 — 資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第 10 節 — 一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取られるべきである場合、および、
- (d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やその他のクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、

理事会は、その 3 分の 2 以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間(ただし最大 90 日間)と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第 6 節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第 14 条 地域社会、国家、および国際問題

第 1 節 — 適切な主題。地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第 2 節 — 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第 3 節 — 政治的主題の禁止。

(a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。

(b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

第 4 節 — ロータリーの発祥を記念して。ロータリーの創立記念日、2 月 23 日の週は、世界理解と平和週間である。この 1 週間、本クラブはロータリーの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第 15 条 ロータリーの雑誌

第 1 節 — 購読義務。本クラブが RI 理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第 2 節 — 購読料。購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RI または RI 理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第 16 条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第 17 条 仲裁および調停

第 1 節 — 意見の相反。現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第 2 節 — 調停または仲裁の期限。要請を受理してから 21 日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第 3 節 — 調停。調停の手続きは、

(a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または

(b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または

(c) RI 理事会もしくは TRF 管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。

ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。

(a) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を 1 部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、

当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。

(b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第 1 節に定める仲裁に訴えることができる。

第 4 節 — 仲裁。仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ 1 名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は 1 名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第 5 節 — 仲裁人または裁定人の決定。仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することとはできない。

第 18 条 細則

本クラブは、RI 定款・細則、RI によって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第 19 条 改正

第 1 節 — 改正の方法。本条第 2 節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第 2 節 — 第 2 条と第 4 条の改正。第 2 条(名称)および第 4 条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低 3 分の 2 の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも 21 日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI 理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関して RI 理事会に意見を提供することができる。

(2022 年 7 月)

所沢ロータリークラブ細則

クラブ細則は、標準ロータリークラブ定款を補足し、クラブの慣習を定めるものです。本文書に記載された細則は推奨されているものですが、クラブが一旦採択したら、クラブ会員はこれに従う義務があります。クラブの慣習を反映させて適宜変更を加え、RI 定款、RI 細則、標準ロータリークラブ定款(認められた部分を除く)、ロータリー章典と矛盾していないことを確認してください。クラブが含めなければならない、義務づけられた条 項については、以下に特記されています。

第 1 条 定義

- 1.理事会： 本クラブの理事会
- 2.理事： 本クラブの理事
- 3.会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
- 4.定足数： 投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の 3 分の 1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
- 5.RI:国際ロータリー
- 6.年度:7 月 1 日に始まる 12 カ月間

投票における定足数をどう定義するかはクラブが選ぶことができる。

第 2 条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、少なくとも、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計で構成される。

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第 2 条を含めることを義務づけている。また、上記の役員は、クラブ理事会のメンバーとなることが義務づけられている。クラブ理事会はこのほかに、副会長、会長ノミニ、会場監督、その他の理事を含めることができる。クラブに衛星クラブがある場合、この条項に衛星クラブの理事会メンバーも列記すること。

第 3 条 選挙と任期

第 1 節 選挙の 1 カ月前に、会員は、会長、副会長、幹事、会計、空席となっている理事の候補者を立てる。

指名委員会または会員のいずれか一方または双方が、候補者を立てることができる。

第 2 節 各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

第 3 節 役員または理事会メンバーが辞任した場合、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。

第 4 節 役員エレクトまたは理事エレクトが辞任した場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

第 5 節 各役職の任期は以下の通りである。

会長	1 年
副会長	1 年
会計	1 年
幹事	1 年
会場監督	1 年
理事	1 年

標準ロータリークラブ定款は、選挙手続をクラブ細則に具体的に記載することを義務づけている。指名委員会を用いる場合は、指名委員会委員の任命方法についても詳述しなければならない。クラブ会長の任期は、標準ロータリークラブ定款で 1 年間と規定されている。後任者が選出されていない場合、現会長の任期を 1 年まで延長できる。

第4条 役員の任務

第1節 会長は、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第2節 直前会長は、クラブの理事を務める。

第3節 会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事を務める。

第4節 副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第5節 理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第6節 幹事は、クラブの会員と出席について記録をつける。

第7節 会計は、すべての資金を監督し、財務報告を行う。

第8節 会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する。

各クラブ役員の役割と責務については、クラブリーダー用の手引きを参照のこと。

第5条 会合

第1節 本クラブの年次総会を12月31日までに開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行う。

第2節 本クラブの例会は、次の通り開催する：火曜日12時30分。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員にしかるべく通知される。

第3節 理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第5条第2節を含めることを義務づけている。

第6条 会費

本クラブの年会費は24万円とする。会費は次の通り支払われる：銀行送金。クラブ年会費には、RI人頭分担金、機関雑誌の購読料、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金が含まれる。

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第6条を含めることを義務づけている。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

衛星クラブの投票手続もここに含める。

第8条 委員会

第1節 本クラブの各委員会は、標準ロータリークラブ定款の第11条第7節に挙げられた委員会および以下の委員会から成る。

第2節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となる。

第3節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

クラブの各委員会が、クラブの年次目標と長期目標に向けた取り組みの調整にあたる。

第9条 財務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。

第2節 会計は、理事会によって指定された一つまたは複数の金融機関にクラブ資金を預金する。クラブ資金は、クラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つの口座に分けて預金する。

第3節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。

第4節 有資格者が、すべての財務処理について徹底した年次検査を行う。

第 5 節 クラブの年次財務報告がクラブ会員に配布される。現年度と前年度の収支を記載した中間財務報告が、年次会合において発表される。

第 6 節 会計年度は、7 月 1 日から 6 月 30 日までである。

第 10 条 会員選挙の方法

第 1 節 本クラブまたは他クラブの会員が、入会候補者を理事会および／または会員増強委員会に推薦する。

第 2 節 理事会は、30 日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、その候補者を推薦した会員にその決定を通知する。

第 3 節 理事会が入会を承認した場合、その候補者は、クラブに入会するよう招かれる。

現会員から異議が出た場合の手続をここに含めてもよい。

第 11 条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の 21 日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の 3 分の 2 が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI 定款、RI 細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

(2022 年 7 月)

慶弔並びに見舞金等贈与規程

- 第1条 会員並びにその家族の傷病、災害又は死亡の場合はこの規程により見舞金又は香料を贈る。
- 第2条 会員が疾病又は負傷等により1ヶ月以上療養を必要と認められた場合は、次の見舞金を贈る。
金 10,000円
- 第3条 会員が天災、地変その他不測の事由により損害を蒙りたる時は、理事会決定により災害見舞金を贈る。
贈与額 最高50,000円～最低10,000円
- 第4条 会員又はその家族が死亡した時は、次の区分により香料および供物を贈る。
会員 30,000円及び生花
配偶者 20,000円及び生花
会員と配偶者の両親及び祖父母並びに子女（ただし祖父母の場合は同居の者）
10,000円及び生花
- 第5条 会員が退会の場合は記念品を贈る。
3,000円～10,000円 理事会の決定により贈る。
- 第6条 本規程は、昭和58年7月1日より実施する。

事項		慶事		見舞金		弔事	
		結婚	叙勲	1ヶ月以上療養	災害		
現会員	本人	20,000	10,000	10,000	10,000 50,000	30,000	生花
	妻	—	祝電	5,000	—	20,000	生花
	後継者	祝電	祝電	—	—	10,000	生花
	同居家族	祝電	—	—	—	10,000	喪主 生花
在籍十年以上退会又は死亡会員	本人	—	祝電	5,000	10,000	20,000	生花
	妻	—	—	—	—	10,000	生花
	後継者	—	—	—	—	10,000	喪主
	同居家族	—	—	—	—	弔電	喪主
在籍三年以上十年未満退会又は死亡会員	本人	—	祝電	5,000	10,000	20,000	生花
	妻	—	—	—	—	10,000	喪主 生花
	後継者	—	—	—	—	10,000	喪主
	同居家族	—	—	—	—	弔電	喪主

ロータリーソング

奉仕の理想

奉仕の理想に集いし友よ
御国に捧げん我等の生業
望むは世界の久遠の平和
めぐる歯車いや輝きて
永久に栄えよ 我等のロータリー

我等の生業

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1、我等の生業さまざまなれど | 2、奉仕に集える我等は望む |
| 集いて計る心は一つ | 正しき道に果をとるを |
| 求むるところは平和親睦 | 人の世拳りて光を浴みつ |
| 勉むるところは向上奉仕 | 力を協せて事忌むを |
| おおロータリーアン 我等の集い | おおロータリーアン 我等の集い |

それでこそロータリー

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1、どこで会っても やあと言おうよ | 2、笑顔笑顔で 語り合おうよ |
| 見つけた時にゃ おいと呼ぼうよ | 心心で 結び合おうよ |
| 遠い時には 手を振り合おうよ | みんな世の為 働き合おうよ |
| それでこそ ローローロータリー | それでこそ ローローロータリー |

手に手つないで

- | | |
|------------------|------------------|
| 1、手に手つないで つくる友の輪 | 2、手に手つないで つくる友の輪 |
| 輪に輪つないで つくる友垣 | 輪に輪つないで つくる友垣 |
| 手に手 輪に輪 | 手に手 輪に輪 |
| ひろがれ まわれ 一つの心に | ひろがれ まわれ 世界と共に |
| おおロータリーアン | おおロータリーアン |
| おおロータリーアン | おおロータリーアン |



ROTARY CLUB TOKOROZAWA

会員名

〒359-1118
所沢市けやき台2-17-8 サンライズけやき台102
TEL 04-2922-5920 FAX 04-2925-8908
e-mail tokororc@maple.ocn.ne.jp